

# 東北町農林水産業経営継続支援補助金実施要綱

制 定 令和2年9月11日付け東北農水第369号

## 第1 趣旨

東北町の農林水産業において、新型コロナウイルス感染症の影響が経営に深刻な影響を及ぼしている状況にあることから、農林水産業者の経営継続に向けた支援が急務となっている。

このため、新型コロナウイルス感染症の影響を克服し、経営継続のための取組を総合的かつ迅速に支援するためこの実施要綱を定める。

## 第2 補助金対象

支援の対象は、感染防止や経営継続のために導入する省力化または作業効率向上のための農林水産業機械及び資材とし、その他町長が特に認めたものとする。

## 第3 補助金対象者

事業の支援対象者は、東北町に住所を有し、農林水産業を営む個人又は法人。なお、水産業者については、漁業組合の正組合員であるもの。（専従者は対象外）

## 第4 事業対象期間

本事業の対象は、令和2年5月14日から令和2年12月末日までに契約を結んだ農林水産業用機械等とし、納品が令和3年3月10日までに確実に行われるものを対象とする。

## 第5 事業実施者の選定

事業実施者から予算の範囲を超えた事業計画承認申請があった場合は、申請者数等に応じて補助金額の減額もしくは、抽選において決定する。

## その他

本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、町長が別に定めるところによる。

## 附 則

この要綱は令和2年9月11日から施行する。